



埼玉県のマスコット コバトン

あなたの住まいの防犯対策

安心して暮らせる住まいづくりを考えてみませんか？



住まいへの侵入犯罪を抑止するには、住まいづくりにおいて、皆さん一人一人の防犯への配慮が不可欠です。

このパンフレットは、既存の住宅を対象に、防犯に配慮した住まいづくりの考え方やポイントをまとめたものです。侵入盗に対して不安がある方、これから住まいを改修する方など、皆さんの住まいづくりにご活用ください。

防犯対策への基本的な心がけ

1 泥棒が仕事をしにくい地域づくりを!

- あいさつなど声かけの励行
- 落書き、ゴミが放置された地域は、犯罪者の標的!
〔地域のコミュニティが機能しておらず、周囲から声をかけられることなく仕事ができると、泥棒が判断します。〕

2 鍵の閉め忘れに注意!

- 侵入手口の約4割は鍵の閉め忘れ!

狙われやすい住宅の条件

1 立地の条件

- ①最寄の駅から徒歩圏内(概ね15分以内)
- ②幹線道路沿いまたはその周辺の場合

2 敷地の条件

- ①敷地が2つ以上の道路に面している場合
- ②前面道路からの死角が多い場合
- ③隣地が公園や駐車場などである場合
- ④建物の外壁やバルコニーの位置が自宅の塀や隣地の塀、隣地の建物から概ね1m以内にある場合
- ⑤建物の配置や形状により、道路から見えにくい場所に出入口や窓等がある場合
- ⑥駐車場が道路から見えにくい位置にある場合

住宅防犯診断制度について


住宅防犯診断制度とは

埼玉県が全国に先駆けてスタートした、既存の住宅について防犯性を診断し、具体的な防犯対策をアドバイスする仕組みです。

防犯診断・アドバイスの流れ

ステップ①

簡易診断 ~自分で住まいの防犯性をチェック~

- インターネットで
簡易診断「あなたの住まいの防犯診断」を活用

- インターネットを使用できない場合
このパンフレット8ページのチェックリストを活用


ステップ②

専門診断 ~住まいの防犯アドバイザーに相談~

- 住まいの防犯アドバイザーとは?
県と埼玉県住まいづくり協議会が共催する講習会を修了した住宅防犯の専門家で、埼玉県住まいづくり協議会が登録を行っています。



○アドバイザーについての問い合わせ

埼玉県住まいづくり協議会事務局(埼玉県住宅供給公社内)
電話: 048-830-0033 FAX: 048-830-0034
ホームページ: 

ステップ③

~診断・アドバイスをふまえて~ 防犯対策の実施

安心・安全



あなたの住まいの防犯チェックポイント

一戸建て住宅用

防犯性の高い建物部品
 改修を行う場合には「防犯性の高い建物部品目録」に掲載された建物部品(防犯建物部品)を使用しましょう。
 防犯建物部品は、警察庁、国土交通省、経済産業省、建物部品関係の民間団体で構成する「官民合同会議」が試験を行い、一定の防犯性能があると評価されたものです。
 ※目録は、下記のホームページで公表されています。
<http://www.cp-bohan.jp/>



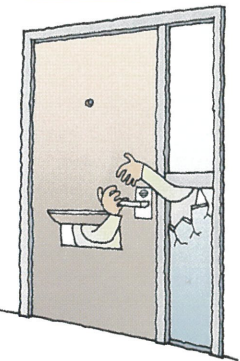
ポイント

一戸建て住宅は共同住宅と比べて窓が多いのが特徴です。一戸建て住宅では、窓からの侵入が大半を占めます。特に周囲から目立たず、侵入が容易な1階の掃き出し窓をドロボウは好みます。小さな窓や2階の窓でも、塀やエアコンの室外機、縦樋等を足場にして侵入することがあります。
 ドロボウは人目を気にします。周囲から見通しの利かない戸や窓には十分に注意しましょう。



クレセントの周辺部分のガラスを破り侵入する

玄関



玄関が側面にあるなど道路から見えない場合は注意が必要です。
 [対策の事例]
 防犯性の高い錠を取り付ける
 門(かんぬき)を隠すガードプレートを取り付ける
 2つ以上の錠を取り付ける(ワンドア・ツーロック)
 明かり取りや郵便受け等から手や道具を差し込めないようにする
 センサライトやカメラ付きインターホン等を取り付ける

小さな隙間でも油断は禁物

建物の周囲

窓や2階への足場とならないように注意しましょう。
 [対策の事例]
 室外機、物置、カーポート等の設備を窓やバルコニーから離す



ちょっとしたものが足場に!

せっかく施した防犯対策も、施錠しなければ無意味。閉め忘れのドアや窓からの侵入は、侵入手口の2割以上にのぼります。日頃の戸締まり、防犯設備の点検と修繕も忘れずに。

敷地境(塀・さく・垣等)

敷地境では、プライバシーを確保しつつ、道路等からの見通しを妨げないようにすることが大切です。



見通しの利くまち並み



見通しを確保した柵

掃き出し窓

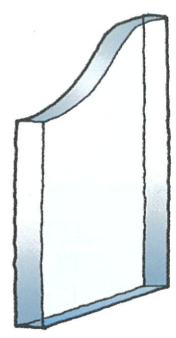
一番狙われやすい1階の掃き出し窓。できる対策から実施しましょう。
 [対策の事例]
 周囲からの見通しを確保する(塀の改修や庭木を剪定する)
 補助錠を取り付ける
 防犯ガラスを使用する
 防犯フィルムを貼る(ガラス全面)
 雨戸やシャッターを取り付ける



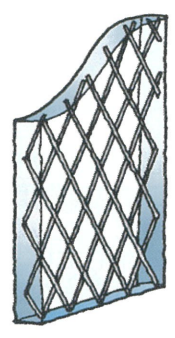
窓の補助留め金具

窓

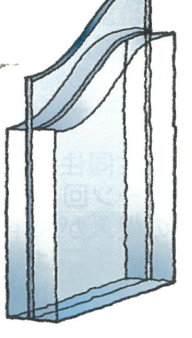
高い位置の窓、小さな窓でも油断禁物。周囲からの見通しの利かない場所は特に注意しましょう。
 [対策の事例]
 補助錠を取り付ける
 雨戸やシャッター、面格子を取り付ける
 防犯ガラスを使用する
 防犯フィルムを貼る(ガラス全面)



フロートガラス、強化ガラス
 こじ破り等の破壊行為に弱く、防犯性はない。



網入りガラス
 延焼防止のためのガラス。こじ破り等の破壊行為には弱く、防犯性はない。



合わせガラス
 2枚以上の板ガラスの間に丈夫なフィルムを挟んだガラス。防犯性に優れている。

勝手口

意外に見落としがちな勝手口。勝手口は玄関と同じ程度の対策が望まれます。
 [対策の事例]
 防犯性の高い錠を取り付ける
 門(かんぬき)を隠すガードプレートを取り付ける
 2つ以上の錠を取り付ける(ワンドア・ツーロック)
 センサライト等を取り付ける
 明かり取り等から手や道具を差し込めないようにする

バルコニー

ドロボウは2階でもちょっとした足場(塀や縦樋等)があれば上ってしまいます。
 [対策の事例]
 道路等からの見通しを確保する(手すりや腰壁の高さや構造を工夫する)
 面格子等を取り付ける(塀や縦樋等からの侵入を防止する)



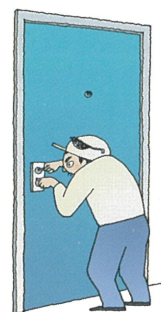
ドロボウは人目を気にする

ポイント

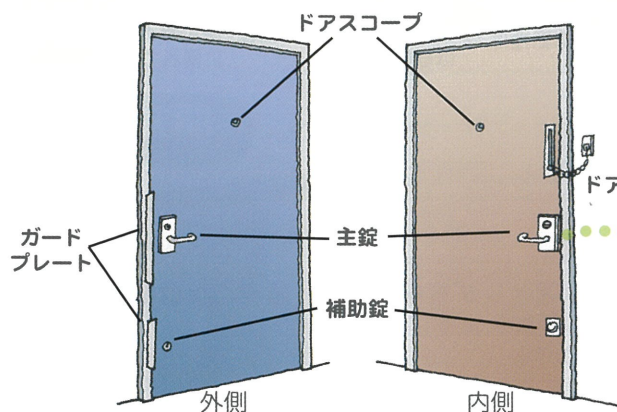
共同住宅では、ピッキングやサムターン回し等の手口による玄関からの侵入が大半を占めます。しかし、侵入手口は刻々と変化しています。縦樋や屋上からバルコニーなどを伝って侵入する可能性がないかなど、今一度点検する必要があるでしょう。

住戸の玄関

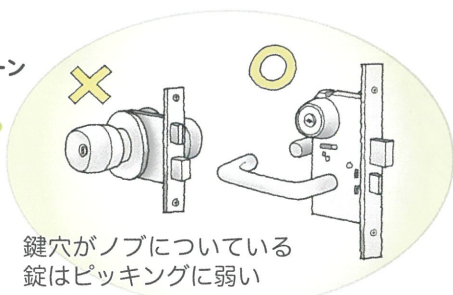
- [対策の事例]
- 防犯性の高い錠を取り付ける
 - 門（かんぬぎ）を隠すガードプレートを取り付ける
 - 2つ以上の錠を取り付ける（ワンドア・ツーロック）



ピッキング等の手口には防犯性の高い錠を

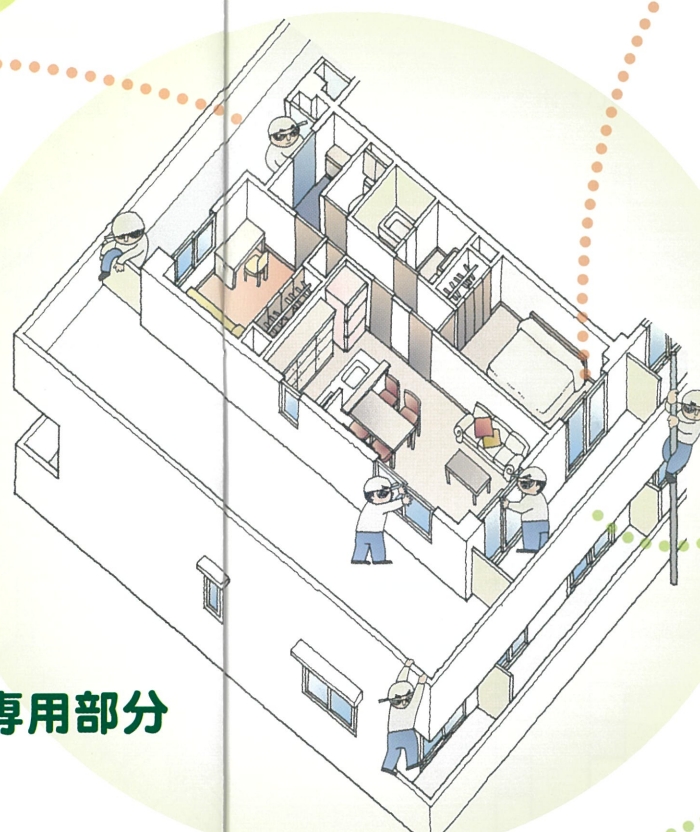


玄関ドアの対策



鍵穴がノブに付いている錠はピッキングに弱い

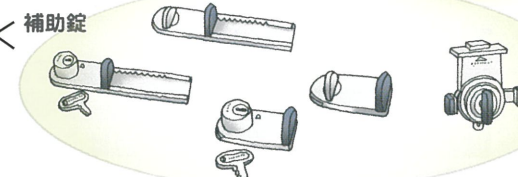
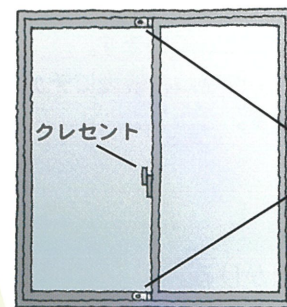
専用部分



バルコニーの窓

- [対策の事例]
- 補助錠を取り付ける
 - 防犯ガラスを使用する
 - 防犯フィルムを貼る（ガラス全面）

注意：
防犯ガラス等を設置する場合には、避難経路や消防用進入口等の確保に配慮する必要があります。



自分で取り付けられる補助錠

バルコニー

- [対策の事例]
- 道路等からの見通しを確保する（手すりや腰壁の高さや構造を工夫する）
 - 面格子等を取り付ける（縦樋、屋上バルコニー等からの侵入を防止する）



面格子を取り付けた外廊下側の窓

エレベーター・ホール

- [対策の事例]
- 共用玄関等からの見通しを確保する
 - カゴ内の見通しを確保する（小窓、鏡等を設置する）
 - 照度を確保する（※極端な明暗が生じないように配慮）（共用玄関階ホール：50ルクス、その他の階のホール及びカゴ内：20ルクス）
 - 防犯カメラ等を取り付けて見通しを補完する

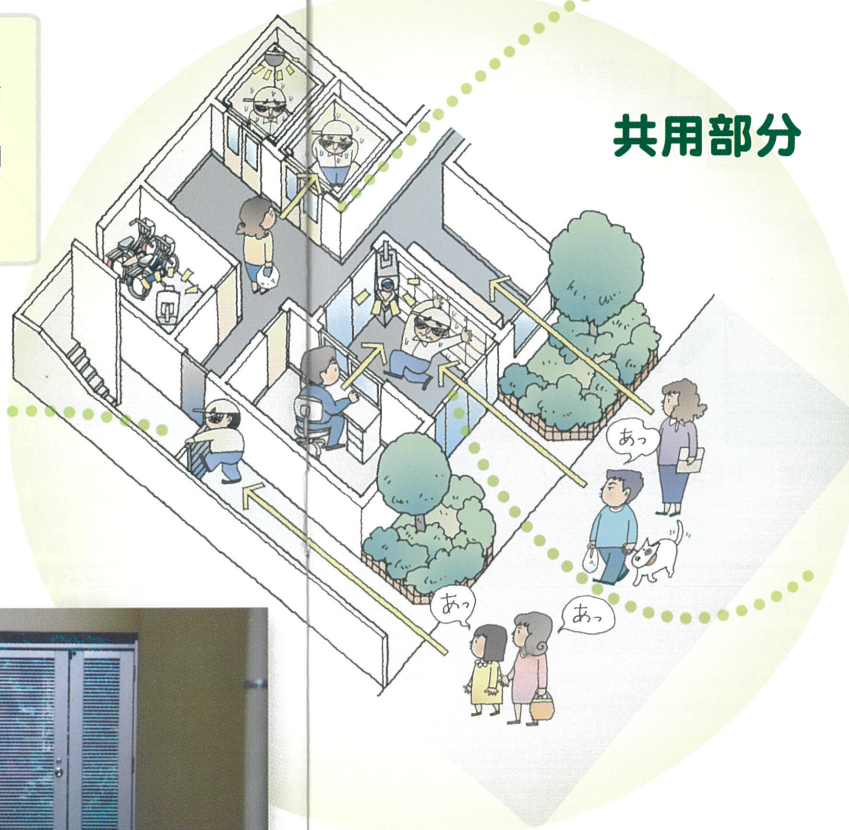


ホールでカゴ内の様子が見える



扉に小窓をつけ、カゴ内の見通しを確保したエレベータ

共用部分



ポイント

共同住宅では専用部分の改修でも管理組合や大家さんの了承を得なければならない場合があります。共用部分の防犯対策も含め、定期的に行われる計画修繕に合わせて、防犯対策を検討してみましょう。

駐車場・駐輪場

- [対策の事例]
- 屋外：道路や居室等からの見通しを確保する（塀の改修や庭木を剪定する）
 - 屋内：駐車場出入口の見通しを確保する
 - 照度を確保する（※極端な明暗が生じないように配慮）（屋外：3ルクス、屋内：20ルクス）
 - 防犯カメラ、カーブミラーを取り付けて見通しを補完する



周囲からの見通しの利く駐車場

共用玄関以外の共用出入口

- [対策の事例]
- 道路等からの見通しを確保する（塀の改修や庭木を剪定する）
 - 見通しの利く錠のついた扉を取り付ける
 - 照度（20ルクス）を確保する（※極端な明暗が生じないように配慮）
 - 防犯カメラ等を取り付ける



見通しの利く共用出入口

共用玄関

- [対策の事例]
- 道路等からの見通しを確保する（塀の改修や庭木を剪定する）
 - 照度を確保する（※極端な明暗が生じないように配慮）（内側：50ルクス、外側：20ルクス）
 - カメラ付きインターホン及びオートロックシステムを導入する



見通しと明るさを確保した共用玄関

住まいの簡易防犯チェックリスト

この簡易防犯チェックリストは一戸建て住宅を対象としています。

チェック項目にそって「はい」または「いいえ」で回答し、最後にチェックマークのついた水色の「□」を合計します。個数で簡易防犯診断を行います。

一戸建て住宅

	はい	いいえ
・ 空き地や駐車場が家に隣接してある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 日中、家を留守にすることが多い。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 数日間、家を空けるときは必ず隣に声をかける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

□ 玄関

・ 玄関は道路からよく見える。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ ドアとドア枠のすき間からかんぬきが見える。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ ドアには2つ以上の錠がついている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

□ 勝手口

・ 勝手口がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 勝手口は道路からよく見える。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 鍵穴とドアノブが分かれている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ ドアとドア枠のすき間からかんぬきが見える。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

□ 1階の掃き出し窓 (掃き出し窓については5頁をご覧ください)

・ 掃き出し窓がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 掃き出し窓はすべて道路からよく見える。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 道路から掃き出し窓に簡単に近づける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 窓にはクレセント (留め具) の他に補助錠をつけている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

□ 1階のその他の窓

・ 見通しの悪い場所にある窓には、面格子がついている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 窓にはクレセント (留め具) の他に補助錠をつけている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

□ バルコニー

・ バルコニーがついている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ バルコニーは道路からよく見える。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 縦樋や塀などを伝ってバルコニーに侵入できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【チェックした項目数】

0～ 5個：ドロボウに狙われる危険性があります。至急、あなたの住まいの防犯対策を見直してください。	<input checked="" type="checkbox"/> の合計
6～ 10個：侵入の不安があります。パンフレットやホームページを参考に、もう一度、あなたの住まいの防犯対策を見直してください。	<input type="checkbox"/> 個
11個以上：防犯への高い意識をお持ちです。でも油断は禁物。ホームページの防犯診断も是非試してみてください。	

この診断結果はあくまで参考です。共同住宅の診断や、より詳しい診断は、下記ホームページで提供しています。

[あなたの住まいの防犯診断](#)

[検索](#)

県政出前講座「あなたの住まいの防犯対策」をご活用ください！

県職員が地域の集会などにお伺いし、住まいの防犯対策についてわかりやすく説明します。県職員の派遣費用は無料です。詳しくは県住宅課にお問い合わせください。

編集・発行：埼玉県 都市整備部 住宅課
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号
電話 048-830-5562 (直通)